

二豊の藩絵師(狩野派)に関する

とりくみと史料紹介

宗 像 健 一

江戸時代も末期におけるわずか五〇年ほどのできごとであるが、二豊の地では南画が広汎な展開をみせた。登場人物も壮々たるもので、田能村竹田はいうまでもなくわが国の南画史上で重要な位置を占める人物であるし、高橋草坪にしても、技量においては竹田に優ると評された画人である。さらに、末広雲華、帆足杏雨、平野五岳、十市石谷、田能村直入らも非常に高い評価を全国的に受けてきた人物である。⁽²⁾

彼らの活躍はまさに華々しく、後世のわれわれに二豊の近世絵画は豊後南画が総てであったかのような印象を与えるほどに二豊の近世絵画史全体をおおいつくしてしまったのである。その結果、現在われわれは南画派以外の他の画派に目を向けることをおこたがりがちになった。殊に豊後南画の広汎な展開が始まる以前、狩野派が主流を占めた約二百年に及ぶ絵画史は空白のまま放置されているにひとしい。

たしかに、この約二百年間というものの、狩野派が主流を占めたとはいえ、それは現象面だけで、一地方の絵画史においてさえとりあげるべき画人はひとりも出現していない。あくまで秀れた画人、そして秀れた芸術品は豊後南画の時代になって、南画派のなかからうみ出されたのである。このようなことを考えると、美術史学を美学の一分科としてとらえるなら、豊後南画を解明することが二豊の近世絵画史にとりくもうとするものの急務であり、さらにはそれが総てであるという論理さえあるい

は成立しそうである。

しかし、残念ながら、われわれが急がねばならない豊後南画の解明作業も満足のところまで進んでいるとは決していえないのである。たとえば、竹田の作品にはこれまで名品とされてきたもののなかにさえ真筆であるという根拠が薄く、新たに実証し直さなければならぬものがかかりあり、草坪の作品については真贋の判定をしばらくさしひかえ、これまでの伝承を白紙に戻して資料を整理し直さなければならぬ状況がうまれている。雲華、杏雨、五岳、直入らの行動の軌跡をたどる研究もまだこれからの部分が多すぎ、実証性を問ひ直さねばならない点もまた多い。このような状況では豊後南画を解明するにはあらたにやり直そうとする心がまえがまず必要であるということがいえよう。そしてこの試みにはなによりも基本資料の確認と発掘、整理という基礎的な行動から再出発することが肝要になってくると思われる。

この時にあたってわれわれは、二豊の地における狩野派主流の絵画史的空白時代の約二百年間に目を向けてみたいと思う。歴史の長さにもどわされ、内容的に停滞したこの期の絵画史を過大評価することは極力さけねばならないが、この約二百年間の絵画界を豊後南画が誕生し、広汎な展開がうまれたことの背景のひとつとしてとらえていくなら、そこには豊後南画を、つまりは二豊の近世絵画史そのものを解明していく手がかりが潜んでいると思われる。

本レポートでは空白の二百年を豊後南画の誕生と展開の背景としてとらえていくための基礎作業として、二豊の藩絵師に注目し、その活動状況と存在のあり方をうかがうことのできる史資料をまとめてみたいと思う。

そこでまず、藩絵師に着目した理由であるが、それは次のようなことからである。一般的に江戸時代の絵画史は狩野派を中心に展開する。その現象は中央の狩野派の画人が多くは集団で藩絵師として召しかかえられ、地方に定着することに起因することが多い。殊に近世初頭から雪舟系の画派が浸透した九州の諸藩ではその地盤の上に同じ北画系の画派である狩野派が強い勢力を持つに至り、中央から集団でまねかれた藩絵師を中心に、他の画派の存在を許さないほどの流派的展開を繰り広げていく。しかもそれはほぼ江戸時代いっぱい継続され、南画派の浸透は幕末もごく末期をまたねばならない、その上南画派は内容

的にも高いレベルには達し得ていないのである。これに対し、九州のなかで二豊の地のみは、かつては雪舟が一定期間滞在した地域にもかかわらず雪舟系の画派の影響は全くのこらず、江戸時代にはいつてからの狩野派による流派的展開も皆無であった。現象的に狩野派の動きが目立つ例としてあえてあげるとすれば府内、日出の両藩士中に趣味的に狩野派風の画を描く人物が若干存在したということくらいである。そして九州の他藩の状況を考えあわせるとこのようなほそそとした狩野派主流の状況が二豊の地において形成された原因としては、二豊の諸藩の狩野派藩絵師の存在のあり方が大きくかかわっているのではないかと思われる点が考えられるのである。

以上のようなことから、前述のようにこのレポートでは二豊の諸藩の狩野派を主とした藩絵師に着目し、その存在のあり方をさぐるための史資料を各藩ごとに整理し、特に重要と思える史資料についてはほぼ全文を記載し、さらに、たとえ文政末年以降、豊後南画が広汎に二豊の地をおいつくすに至った時期の史資料であっても重要と思えるものは対象に加えようと思う。

〈岡藩〉

●史料1、淵野真斎（狩野派、のち南画派）について（「諸士系譜」淵野桂選提出）

- 一、寛政五癸丑年二月廿日、三郎兵衛儀五組御長柄格被召抱、七俵屯人扶持被下置、苗字上下御免、吟味方支配被仰付
- 一、同月廿九日、三郎兵衛儀此度 御參勤之節御供被付、於江戸画稽古可致旨被仰付
- 一、寛政五癸丑年五月十九日、於江府三郎兵衛儀唐画師渡部又藏江入門被仰付、金百匹被下置
- 一、同年月日不詳、於江府三郎兵衛儀、絵之具料金三百匹并唐紙壹本為稽古用被下置、且盆暮為付届金貳百匹ツ、被下置
- 一、同年十月十九日、於江府三郎兵衛儀、狩野流画師笹山養意江入門被仰付、為祝儀生有一籠持參被仰付
- 一、同年月日不知、於江府三郎兵衛儀、桐画箱猪口小皿并唐紙壹本絵之具料銀拾五匁分八シ被下置、且盆暮為付届金貳百匹ツ、被下置、稽古中筆墨紙并絵具料二ヶ月ニ金貳宋ツ、被下置
- 一、同年十二月廿四日、於江府三郎兵衛儀稽古臨時物入有之候付、格別為御心付金五百匹被下置

- 一、同六甲寅年二月十七日、於江府三郎兵衛儀面稽古上達二付、詰中老人扶持御増被下置、手代格被仰付詰越被仰付
- 一、同年於江府三郎兵衛儀、御幕屏風一双画彩色直し被仰付
- 一、寛政六甲寅年、於江府三郎兵衛儀、宣姫様御婚禮御用御色紙箱御短尺箱蒔絵之下絵被仰付、尚又御道具揃手伝罷出候様被仰付

- 一、同年於江府三郎兵衛儀、鶯峰院様御杉戸画被仰付、宜出来二付白銀杓夕被下置、尚又三ッ組御盃蒔絵之下絵被仰付
- 一、同年二月於江府三郎兵衛儀、此度御上屋敷御類焼之節、御心付被下置
- 一、同七乙卯年三月十五日、於江府三郎兵衛儀、画格別致上達候付、御目見以下坊主御取立惣髮被仰付、来春迄詰越可致出精、尤向後御目付支配受可申旨被仰付

- 一、同時三郎兵衛儀蘭溪と更名

- 一、同年於江府蘭溪儀就御殿御杉戸画御手鑑写被仰付、宜出来二付御目錄被下置

御目錄

金百匹

- 一、寛政八丙辰年正月十四日、於江府蘭溪儀当夏御下向之節御供被仰付
- 一、同年四月於御道中、蘭溪儀木曾寢覚之図下画被仰付
- 一、同年七月四日、蘭溪儀今度御道中御人少之処、出精相勤候付御目錄被下置

御目錄

金百匹

- 一、同年蘭溪儀木曾寢覚之図清書并山下河内谷御茶屋絵図、恵良上角瀧上藤原下ヶ城御鳥屋場之図、渭瀬平瀬両川筋、臼杵領堺岩戸川出合迄統御絵図仕立被仰付

(享和)

- 一、同二壬戌年二月廿日、蘭溪儀世龍と更名

- 一、同年十月十六日、世龍儀御家督為御祝儀御料理頂戴被仰付

一、同年十二月廿日、世龍儀豊後志絵図御用致出精候付、御目錄被下置

御目錄

白銀貳兩

一、同二乙丑年正月十四日、世龍儀画為稽古、其時々相届御隣單江罷越申度旨、願之通被仰付

一、同年七月廿四日、於江府世龍儀是迄惣慶ニ有之候処、此節剃髮致度旨、願之通被仰出

一、同月廿九日、於江府世龍儀真齋と更名、願之通被仰出

一、同七庚午年六月五日、真齋儀御画師被仰付、向後御茶道末席可罷出旨被仰付

●史料2、森昌義（四条派）について（「勤録」森玉彦提出）

一、寛政元己酉年月日不詳、崎右衛門儀御旗手捕被召抱、御切米五俵老入半扶持被下置、御家中持檜指物図認御用出勤仕

一、同六甲寅年六月十七日、崎右衛門儀西御郭御門下番人被召置

一、寛政十一己未年十二月、崎右衛門儀今市高寺御境論地絵図御用出精相勤候付、半扶持御増被下置

一、享和二壬戌年九月十五日、崎右衛門儀画之儀相心得度々御用茂被仰付候付、格別ニ御目見以下坊主御取立御本丸番被仰付

候、右ニ付而者狩野家之画弥相心掛可申候、尤御宛行之儀者は迄之通、向後御城代支配受可申旨被仰付

演説

郷中絵図御用等ニ而罷越候節ハ、都而是迄之通之心得ニ而可罷越候

一、文化二乙丑年十二月廿日、崎右衛門儀絵図方御用相勤候付御目錄被下置、尚又御領分絵図認致出精候付、別段御目錄被下置

御目錄

白銀三兩

別段

御目錄

金百匹

一、同三丙寅年八月廿八日、崎右衛門儀御領分絵図仕立方致出精候付、御切米五俵御増被下置、尚又絵図方之儀相心掛可申旨

被仰付

一、文化三丙寅年十二月廿一日、崎右衛門儀、御領分繪図御用致出精候付、御目錄被下置

御目錄

金百匹

一、(文化)同五戌辰年十二月十三日、崎右衛門儀、御領分繪図認方格別致出精候付、御切米式俵御増被下置

一、(文化)同六己巳年十二月廿日、崎右衛門儀、御領分繪図御用致出精候付、御目錄被下置

御目錄

金百匹

一、(文化)同七庚午年七月廿八日、崎右衛門儀訊有之、是迄渡辺氏相各乘候処、本氏ニ付此度森氏ニ相改

一、同年十二月廿二日、崎右衛門儀御繪図御用相勤候付、御目錄被下置

御目錄

白銀貳兩

一、(文化)同年十二月廿五日、崎右衛門儀御繪図御用出精相勤候付、御目錄被下置

御目錄

白銀貳兩

一、(文化)同九壬申年正月廿九日、崎右衛門儀旧冬以来百姓騒動之節彼是致心配、尚又格別出精向茂多有之段達御聴、一段之事ニ思

召候、追々郷中茂穂ニ相成候付、此節之儀先不取敢一統御酒頂戴被仰付

一、文化十癸酉年十二月廿日、崎右衛門儀御繪図御用相勤候付、御目錄被下置

御目錄

白銀三兩

一、(文政一)同年四月十日、崎右衛門儀此度御鹿狩無御滞相濟、致大儀候段御意之趣、御用掛之御家老平右衛門申渡之

一、(文政二)同年十二月廿日、崎右衛門儀御繪図御用相勤候付御目錄被下置、猶又御鹿狩御人数抑前之絵巻物認方致出精候付、別段

御目錄被下置

御目錄

白銀三兩

別段御目錄

白銀二兩

(文政四)
一、同年十二月廿日、崎右衛門儀御絵図御用相勤候付、御目録被下置候、尚又御鹿狩御人数押前之絵巻物認方致出精候付、別段御目録被下置

御目録

白銀二両

別段
御目録

白銀三両

(文政五)
一、同年十月七日、崎右衛門儀御鹿狩御人数押前之絵巻物比節初日之分出来之処、寂初より罷出出精相認候付、御切米三俵御増被下置

一、文政五壬午年十二月廿三日、崎右衛門義絵図御用相勤候付、御目録被下置、尚又御鹿狩御人数押前之絵巻物認方致出精候付御酒頂戴被仰付

御目録

白銀貳両

(天保)
一、同十二年辛丑年閏正月十五日、崎右衛門儀 殿様為御持金之内御祝被下置候、員数ハ元占役可承合旨被仰付

(天保)
一、同年十月四日、崎右衛門儀来ル廿四日 松経院様式百五十回御忌之処、其方先祖朝鮮国致御供候ニ付、御齋頂戴被仰付

(天保)
一、同十三壬寅二月十日、崎右衛門義 松経院様御法事濟ニ付、御祝儀之御能見物被仰付、御酒頂戴被仰付

(天保十三)
一、同年十月十六日、崎右衛門儀 御家督為御祝儀、御料理頂戴被仰付

天保十五甲辰年七月二日卒

●史料3、渡辺拈華(南西派)について(「勤禄書上」渡辺拈華提出)解説 畔津九郎

家紋三ツ星一ノ字 紋 丸ニ二ツ引

渡辺大学某の後胤善之亟某玉来町に居住の処後竹町本町に転居仕候。無嗣子依而古町橋屋利右衛門の子喜左衛門を為養子、後興左衛門にと更名、家号橋磨屋を称す。業種商ひを以産業となす。有故而家号大隅屋と改む。本家を寺町に求め油職をいたし、追々家職繁榮致し、本町上町に両店を設け、諸商売致し申候後、右両店を掛屋敷とし、興左衛門の子を携寺町の方につりて

剃髮して勝運と号す。季子藤吉へ本町上町の家産を譲り、嫡子喜右衛門五男子御座候処、不幸にし而過半病死仕、得一老人存生羅在候得共漸々家職衰微致し終に屋敷をも他人に売払候様相成、かつぎ商ひ抔し而親子渡世羅在申候処、年月不詳得一義銀札場に羅出御用相勤候様被仰付、且表具職を以為家産其後府内町に屋敷を買求め即故而屋号岩屋を称す。得一某嫡男則私に御座候以上。

前名大太郎

渡辺大吉

実名 節

一、文政四辛巳年月日不詳大太郎儀府内町

目付役被 仰付

一、同十三庚寅年月日不詳大太郎儀組頭格被仰付

一、同年正月十六日大太郎儀役筋心掛克全相勤、家内睦敷致一和家職専相励、

両親老衰え処看病万端心を用、格

別丁寧に取扱孝養を尽し候趣奇特の至に付、為

御賞受俵子壹俵被下

但本文の通大太郎弟興四郎季又にも右同様の御主意にて俵子壹俵宛被下候、尚又両親に左の通被仰付候也

同人 得一

女房

其方共兼々志宜子供中教方行届既此節儉共に候

御賞受筋中付御儀全教に宜故之儀と寄特の至に付

為御賞受仏參等の節絹袖類着用御免被下候

一、天保三壬辰年月日不詳大太郎儀新町組頭役被仰付候

一、同四癸己年月日不詳大太郎儀乙名並被仰付候

一、同八丁酉年月日不詳大太郎儀右役義内願に付御免被仰付候

一、嘉永之戊申年月日不詳大太郎儀上町目代役被仰付候

一、同三庚戌年月日不詳大太郎儀右役義内願に付御免被仰付候

一、安政四丁己年月日不詳大太郎儀新府兩町目代役被仰付候

一、同五戊午年二月十三日大太郎儀由学館賜宴詩会の節、画工御用杯十年無懈怠

罷出御用弁宜、尚又業前致昇連同志

之者引立御趣相聞候に付、絵師形苗字

御免被仰付候、依之目代役は御免被下候

一、同時大太郎儀大太と更名仕候

一、元治元甲子年十一月二十九日大太儀画道心

掛厚宜致出来候に付、一代格式

御目見坊主次席医師格被仰付候

支配是迄之通に相心得旨被仰付候

右の通御坐候以上

元治二乙丑年三月

渡辺大吉 花押

菅野新五郎殿

里見庄二郎殿

一、慶応二丙寅年二月二十九日

自分製作の陣羽織献納願出候に付

御目録上為伝付候

但御目録金式歩

史料1には天香、香齋、桂遷（いずれも南画派）に関する記載もある。史料2には解谷（四条派）に関する記載もある。その他川合石舟（南画派）「勤録」（川合石舟提出）からも藩絵師の存在のあり方をうかがうことができる。

岡藩の藩絵師に共通するのは、単独で藩絵師として任命され基本的には単独で儀式用の調度品の絵付や、絵図を描いていることである。（森昌義、解谷父子はほぼ同時に任命され、共同作業を行っている。）なお、淵野家は真齋以降、養子をとるなどして絵師の家系をついでいるが、基本的には岡藩では藩士中（渡辺拈家は町人）の画に堪能な人物を必要に応じて藩絵師として任命したものである。

〈佐伯藩〉

●史料4

覚 安政三年

板谷桂舟

荒木寛畝

以上

●史料5

覚 安政三年十一月二日

絵師

板谷桂舟

荒木寛敏

控 山本葉谷

取持坊主

渡辺宥濟

鈴木宗濟

渡辺圓齋

佐伯藩には藩絵師の位置付けはない。また藩絵師的な人物（中小姓などとして画道をもってつかえる人物）についての史料もない。史資料4・5はいずれも新庄藩よりの文書の控えと思われる。必要にせまられて儀式の際一時的にやとった絵師名の情報交換を小藩どうしで行っていたものと思われる。

〈臼杵藩〉

藩絵師としての位置付けはない。これまで井水和内が代々の藩絵師ともいわれていたが「臼杵藩士録」に「養祖父十郎兵衛、錠口番役。養父玄齋、絵師。井水和内、天保七年正月十一日、明治二年十一月十三日軍事佐吏、四年正月十日出仕軍務掛、同年十一月十四日免」とあるので、和内と和内の養祖父は藩絵師ではないといえる。和内の養父に絵師とあるが、この絵師という文字だけ筆がちがうので判断がむづかしい。あるいは、絵に湛かな藩絵師的人物であったかもしれない。

その他では「御会所日記」に元禄三年二月十日、土師元雪が瀧の二枚屏風を描いた礼として藩主より、はおりをもらったという記録があり、弘化四年の浦絵図の裏には「絵図方 高橋団内」とあるが、団内は宮大工であった。この二人の事例は藩絵師というのではなく、必要に応じて命をうけ、絵を描かされた人物がいた例としてうけとるべきと思われる。

〈府内藩〉

これまで初代・二代の木崎隆川（狩野派）が藩絵師とされてきた。初代の隆川は「寛政四年御奉公帳下巻」に御側坊主とし

て名前があがっているが、二代隆川は確認できない。あるいは初代隆川は藩絵師的な人物であったかもしれない。

〈日出藩〉

藩絵師として安藤梅峰（狩野派）ひとりを確認できる（「富田家系図」、墓碑銘）が、任命経緯は不明である。

〈森 藩〉

●史料6、園田洞兆・南坡（狩野派）について（「御記録書抜」）

文化七年十二月二十六日

原齋兵衛

一、右ノ者此度測量方頭成通行ニ付同所御役所相詰諸事指図仕候様被仰付、明日至出津候、馬一匹草履取一人

一、測量方正月二日三日頃、辻間村庄屋宅へ泊リニ付

一、諸道具差配並ニ配膳方兼足輕小野作右衛門・成田圓平

一、料理方小人庄八・次助

右四人組馬ニ正被下候

右通被仰付何レモ明日至出津候

文化十四年正月九日

一、成田圓平

右者剃髪被仰付候段御用人共々申達候

文化十四年正月十二日

一、右同人ヨリ去九日山田安五郎以左之覚書差出候口上之覚

一、私家業之儀付剃髪被仰付難有奉存候、右被仰付御宮申上候

江戸表先生元へ極去年来洞号名乗之一字御讓候故当年江戸表江罷出候節先生方剃髮為致手順ニ相成居候、此儀ハ間違之儀無御座候

繪師之家ニ而前年名乗洞号ヲ讓翌年剃髮申付先生之片名一字遣候間名ヲ付候 家法□□ニ而御座候（下略）

丑正月九日

成田圓平

上御会所

右御覺書被遊御聞届候旨取次山田安五郎へ新七申違候

文化十五年正月七日

成田圓平事園田洞兆

右ハ成田之苗字何之由緒モ無御座候間、母方苗字名乗申度旨願之通り被仰付候

文化十五年正月九日

成田圓平正月九日御徒士格に立身被仰付由申渡候

文化十五年四月二十四日

園田洞兆

一、右ハ此度江戸城御紅葉山台徳院様御靈屋御修復ニ付、右御絵御用師家へ被仰付候処、国家人少有之候間当七月頃迄江戸詰越願出候処、願之通被仰付候段申来候

文政九年十一月二十六日

口上之覚

一、私儀不奉存寄段々結構被仰付冥加至極難有仕合奉存候、且又去ル酉年於江戸表狩野洞白様御門人ニ相成画稽古仕候様被仰付、入門式諸入用被下置重疊難有仕合奉存候、然ル処無拠諸祝物等大造相掛同所於御吟味方社銀拝借仕右諸入用仕候

処、此節右社銀御取立ニ相成候ニ付、当所御代官所御切米米大豆共不残御引取ニ相成誠以当惑難渋仕候ニ付、御時節柄之儀甚以恐入奉存候得共、扶持三石明年九月上納ニ拝借被仰付被下置候様奉願上候、此段御取成宜被仰上可被下候、何分奉願候、以上、

丑十一月廿五日

園田洞兆

天保三年十月十一日

一、絵師園田洞兆方左願書差出候

奉願上口上之覚

一、私養子里吉儀是迄家業之画道為習申候処、何分思敷出来不仕候付、次男ニ仕置同人実兄矢野弥六郎直之弟直次郎義、兼而私画之弟子ニ而出来方モ宜様御座候間、甚乍自由家業柄之義ニ付右申上候、直次郎義私養子ニ貫申度奉存候、此段奉願上候、不苦思召候者御広之砌何分宜御執成奉頼候、以上、

年号月日

園田洞兆

御役人七人宛

右之通何卒被仰付被下候様添口上書差出候

天保六年十一月八日

園田洞兆

右ハ絵為修行日田表へ罷越度旨、尤此度三十日程罷越候様被仰付候処、増し十五日願出四十五日罷越候様被仰付、即明日方罷越候段御届被出候

天保十五年二月二十一日

園田洞兆

右ハ御料小田村庄屋橋爪彦左衛門養女、養子直次郎妻ニ貫申度旨願書山口介市ヲ以差出候

岡藩の淵野真斎の場合と同じように、藩士中の画に堪能な人物を藩絵師に任命し、江戸の狩野派につけて画技を身につけ

せ、必要な仕事をさせた経緯がよくわかる史料である。

〈杵築藩〉

田辺文琦（南画派）、足立秋英（光琳派）が茶道をもって仕え、藩絵師的な働きをしている（「田辺系図」・「足立秋英」土居寛申著、「三ヶ所打込席順」）。

〈中津藩〉

●史料7、片山九腕（丸山派）について（「御家中系図 嘉永三年改」）

- 一、同年三月十三日於江戸表格式御供小姓御宛行枳十五石三人扶持被下置候テ御絵師御茶之間詰被仰付候
- 一、同七年三月十九日帰着仕勤方隔日窺御機嫌ニ罷出候様被仰付候
- 一、寛政元酉年七月廿五日江戸在番被仰付候
- 一、同二戌年十一月十四日帰着仕候

一、同五丑年二月十八日以来御家中差物御絵図御用被仰付候様被仰渡候

一、天明五己年五月十九日格式組外ニテ御茶之間被召拘御宛行枳七石五斗式人扶持被下置候

一、同年六月七日勤方御差図御座候迄被成御免候

一、同六年正月廿二日江戸在勤方御免絵之御用ニテ被召呼罷越候

九腕の子九草、その子藤懂、その子藤一も画をよくしたが、九腕以外は藩絵師に任命されていない。

この他では田能村竹田が大西圭斎（南画派）を中津藩画員としている（「竹田荘師友面録」）が、これを裏付ける史料は発見できない。藩絵師的な存在であったと思われる圭斎の子仙洲（南画派）は御中小姓として名前を享和三年の「江戸家中分限帳」に見い出すことができる。

以上が現時点までに発見し得た藩絵師ならびに藩絵師的人物についての史料の総てである。まだ史資料の分析を行うより

も、新たな史資料をひとつでも発見することを急がなければならぬ状況で早急に判断を下すべき段階ではないといえる。しかし以上の史資料だけからでも二豊の藩絵師の存在のあり方は九州の他藩のそれとは大きく異り、決して流派的展開をおこさない状況にあったことは想像できるように思う。つまり、二豊の藩絵師は必要に応じて藩士中から絵に堪能な人物が任命されるのが基本であり、仕事もほぼ単独で行っているようなのである。このような状況下では流派的展開を繰り返さず、狩野派であろうとも、それをおこしようがないし、また、このような存在の二豊の藩絵師たちがその意志さえ持つなどということはいさぐさ考えられないのではあるまいかと思われる。このような想像が許されるなら、時代が進展すれば、新たな時代性に適合した新たな絵画である南画が容易に受け入れられる土壌のひとつは二豊の地にあったということが考えられる。そしてそこに田能村竹田のような偉才が出現し、強力な影響力で二豊の地全体をつつんだなら、豊後南画の急速で広汎な展開と高度な作画内容の実現は可能であつたらうと考えられると思うのである。

しかし、いずれにしても現段階ではこのような想像をあたためながらも少し時間をかけて、より多くの史資料を発見することをころがけたい。そして、豊後南画の誕生と広汎な展開の原因の一端をより高い実証性をもって絵画史的空白時代なのかからも、見い出すことをめざしてみたいと思う。

註 (1) 田能村竹田が本格的に作画を行うようになる一八一〇年代、または広く二豊の地に南画が行われるようになる一八二〇年代から明治維新をむかえるまでという意味である。

(2) 嘉永六年（一八五三）の「古今南画要覧」（全国の南画家を評価した番付表のようなもの）には大分県関係では田能村竹田、帆足香雨、田能村直入、十市石谷が上位にランクされ、末広雲華、森嶺谷、高橋草坪、平野五岳、後藤碩田、森荆田、田中馬溪、森研樵、津田小石、渡辺拈華、齋野秋軒、淵野桂選、杜竹鳩、大西圭斎といった実に多数の人物が登場する。

(3) 広くいえば一七九〇年頃から一八八〇年頃まで、狭くいえば、一八一〇年頃から一八五〇年頃まで二豊の地（現在の大大分県）に幅広く展開した南画である。この豊後南画は二豊の地の絵画環境と田能村竹田の出現が大きな要因となって作用したことを特色とするとい

うことができる。様式的な特色付けは明確ではないが一応、一、主山を中心におくことが少い。二、一般に遅筆で、点苔、草の表現まで細やかである。三、山水、花鳥など幅広い画材をとりあげ、同様の真摯な作画姿勢で描いている。の三点をあげることができる。

(4) 特に画人としてあげるべき人物はいないが、ある程度の趣味的画人もふくめてそのほとんどは狩野派風である。

(5) この点については「九州の文人画」（岸田勉著『九州文化論集五』所収）にくわしい。

(6) 小笠原時代の中津藩と宇佐神宮領に海北系の絵師の記録がみられ（能谷重己著『大中津志』・『宇佐市史』）、遺作も散見できるが、一時期滞在したにすぎない絵師のようである。

（大分県立芸術会館学芸第一課 研究員）

研究会のご案内（各月）

第一土曜日 近代史研究会

第二土曜日 古代・中世史研究会

第三土曜日 近世史研究会

第四土曜日 中世文書研究会

会場 中世文書研究会のみ大分県町村会館（県庁南隣）、他はいずれも県立図書館学習室
時間 近代史研究会のみ午後二時から。他はいずれも同一時半から。

【会 告】